安城市防災行政無線機（MCA 無線機）

半固定型

増局

購入仕様書①

平成２６年１月

安城市　危機管理課

購　　入　　仕　　様　　書

１．　目　　的

　本仕様書は、安城市が防災行政無線機（MCA 無線機）として使用する、800MHz 帯デジタル MCA 無線機及び当該無線機を使用するために必要な機器（以下「MCA 無線機」という。）の導入に当たり、物件使用を示したものである。

２．　適用規則

　本施設の設置に当っては、本仕様書及び安城市（以下甲という）の定める規則等の他、次に掲げる関係法令等に準拠するものである。

・電波法及び同法関係規則
・電気設備技術基準
・建築基準法及び同法関係規則
・有線電気通信法及び同法関係規則
・日本工業規格（JIS）
・日本技術標準規格（JES）
・日本電気規格調査会標準規格（JEC）
・日本電気工業会標準規格（JEC）
・日本電子機械工業会規格（EIAJ）
・安城市地域防災計画
・安城市における諸規則
・その他関係法令及び関係規則

３．　契約の範囲

　契約範囲は、納入及び機器の設定調整、申請手続き、総合試験及び取扱説明全般にわたり業務着手から業務完了後保証期間最終日までのすべての事項とする。

４．　諸手続等

　本機器に関して必要な諸官庁への書類作成及び諸手続きについては、電波法に基づき、受注者（以下、「乙」という）が申請を行い、許可を得ることとし、それらに要する費用は全て落札者において負担すること。

　また、移動無線センターの登録に係る費用は全て落札者において負担すること。

　なお、平成２７年３月まで甲が負担する移動無線センターの利用料に係る支払の手続きを代行（支払い）すること。

５．　軽微な変更

機器の設置に際して現場の収まり、機器の設置位置及び設置工法等の軽微な変更が生じた場合は、甲の指示に従うものとする。

なお、この変更に対する契約金額の増減は行わないものとする。

６．　提出書類

乙は契約締結後、下記の書類を甲の指定する期間内に甲に提出しなければならない。なお、下記以外にも甲が必要とし乙に要請した場合は、その都度提出するものとする。

（１）工程表　２部

（２）写真（作業工程及び完成状況）　２部

（３）完成図書及び取扱説明書　２部

（４）その他甲が必要と認める書類　必要部数

７．　所有権

機器等の所有権は、検査完了後支払完了日をもって甲に移転するものとする。

８．　引渡の日

乙が完成届を甲に提出し受理された後、甲の係官の行う完成検査に合格した日とする。

９．　品名及び数量

（１）車載型 MCA 無線機	EF－6195A 又は EF-6195BX	２台
（２）テンキースピーカマイク	FZ－3450A	２個
（３）３ウェイ電源装置	TDF－101Ⅲ	２台
（４）3 素子八木型アンテナ	3BD－930A	２本
（５）同上取付壁面金具	AT－32D	２台
（６）同軸ケーブル (両端末コネクター付)	8D－SFA	３０m×２箇所
（７）マイクスタンド置台		２台
（８）ホイップアンテナ (L 型変換コネクター付)	PCW－930N	２本
（９）３mテーブルタップ		２本

１０．規　格

一般財団法人移動無線センター東海センターが運営・管理を行っている三河南制御局

で使用可能な機器であること。

１１．納入場所

安城市スポーツセンター（安城市新田町新定４１）

安祥福祉センター（安城市安城町多門96番地）
詳細は市担当者と別途協議すること。

１２．機器設置

三河南制御局から発射される電波の受信電界強度値が20ｄＢμＶ以上確保できる箇所に設置すること。

１３．納入期限

平成２７年３月２７日（金）まで
但し、納入日については、市担当者と別途協議すること。

１４．機器納入及び設定条件

機器の納入及び設定に際しては、市担当者の指示に従い、平日業務時間内において業務に支障がない時間帯に行なうものとする。

１５．検　査

すべての機器の取付・調整等が終了し、検査合格をもって完了とみなす。

１６．取扱説明

機器の運用上必要な説明書（操作手順がわかるもの）を納入台数分提出し、機器の取扱の指導を十分行うこと。

１７．保　証

機器の欠陥に起因する故障、事故等に関しては引渡しの翌日から起算して1年間の保証の責に任じ、無償で遅滞なく現地での修理又は復旧をしなければならないものとする。

１８．保守点検

常時通信に支障のないように性能を維持し、良好な通信を保持させる為、引渡しの日から1年間までの期間中は、無償で保守点検・パラメーターの変更を（発注者と協議した月）行うものとする。

１９．特記事項

当システムの制御局利用料（月額）については、本契約には含めないものとする。

２０．その他

（１）既に導入済みのMCA無線機（２２６台）に、今回増局のMCA無線機番号及びグループを書き込み、配置場所に備え付けの無線局番号一覧表を最新のものに差し替えると。一覧表には更新の年月を記載すること。
（２）パラメーターの仕様変更が生じた場合は、現地で書き込みを行い、速やかに対応できること。

（３）電源ケーブルを傷つけない様に保護すること。

（４）本庁に設置してある制御装置 PC に、今回増局する MCA 無線機の名称を追加（プログラム変更）すること。

（５）屋外の配線（ケーブル）は、ダクト、電線管、その他の器具により保護すること。

２１．仕様書の疑義

（１）本仕様書に記載されていない事について疑義を生じた場合は質疑を行い、回答をもって発注仕様とする。

（２）入札後に本仕様書に記載した内容について疑義が生じた場合、「甲」「乙」協議の上決定するので受注者による仕様の変更は認めない。

（３）仕様書に示されない事項であってこれが当然と認められる事項については、乙の責任において実施すること。

問い合わせ先　安城市市民生活部危機管理課　河合
電　話　０５６６－７１－２２２０（直通）
ＦＡＸ　０５６６－７６－１１１２

安城市防災行政無線機（MCA 無線機）

携帯型

増局

購入仕様書②

平成２６年１月

安城市　危機管理課

購　　入　　仕　　様　　書

１．　目　　的

本仕様書は、安城市が防災行政無線機（MCA 無線機）として使用する、800MH z 帯デジタル MCA 無線機及び当該無線機を使用するために必要な機器（以下「MCA 無線機」という。）の導入に当たり、物件使用を示したものである。

２．　適用規則

本施設の設置に当っては、本仕様書及び安城市（以下甲という）の定める規則等の他、次に掲げる関係法令等に準拠するものである。

・電波法及び同法関係規則
・電気設備技術基準
・建築基準法及び同法関係規則
・有線電気通信法及び同法関係規則
・日本工業規格（JIS）
・日本技術標準規格（JES）
・日本電気規格調査会標準規格（JEC）
・日本電気工業会標準規格（JEC）
・日本電子機械工業会規格（EIAJ）
・安城市地域防災計画
・安城市における諸規則
・その他関係法令及び関係規則

３．　契約の範囲

契約範囲は、納入及び機器の設定調整、申請手続き、総合試験及び取扱説明全般にわたり業務着手から業務完了後保証期間最終日までのすべての事項とする。

４．　諸手続等

本機器に関して必要な諸官庁への書類作成及び諸手続きについては、電波法に基づき、受注者（以下、「乙」という）が申請を行い、許可を得ることとし、それらに要する費用は全て落札者において負担すること。

また、移動無線センターの登録に係る費用は全て落札者において負担すること。

なお、平成２７年３月まで甲が負担する移動無線センターの利用料に係る支払の手続きを代行（支払い）すること。

５．　提出書類

乙は契約締結後、下記の書類を甲の指定する期間内に甲に提出しなければならない。

なお、下記以外にも甲が必要とし乙に要請した場合は、その都度提出するものとする。

（１）工程表　　　　　　　　　　　２部
（２）写真（完成状況）　　　　　　２部
（３）完成図書及び取扱説明書　　　２部
（４）その他甲が必要と認める書類　必要部数

６．　所有権

機器等の所有権は、検査完了後支払完了日をもって甲に移転するものとする。

７．　引渡の日

乙が完成届を甲に提出し受理された後、甲の係官の行う完成検査に合格した日とする。

８．　品名及び数量

（１）携帯型MCA無線機	EK－6175A	１６台
（２）携帯機　アンテナ	EA-A50085B	１６本
（３）携帯機　電池パック	EK-P50313A	１６個
（４）携帯機　充電器	EK-P50314A	１６台
（５）携帯機　ソフトケース	EK-B50019A	１６台
（６）充電器置台		１６台
（７）３mテーブルタップ		１６本

９．　規　格

一般財団法人移動無線センター東海センターが運営・管理を行っている三河南制御局
で使用可能な機器であること。

１０．納入場所

安城市桜町１８－２３　安城市役所危機管理課
詳細は市担当者と別途協議すること。

１１．納入期限

平成２７年３月２７日（金）まで
但し、納入日については、市担当者と別途協議すること。

１２．機器納入及び設定条件

機器の納入及び設定に際しては、市担当者の指示に従い、平日業務時間内において業務に支障がない時間帯に行なうものとする。

１３．検　査

すべての機器の取付・調整等が終了し、検査合格をもって完了とみなす。

１４．取扱説明

機器の運用上必要な説明書（操作手順がわかるもの）を納入台数分提出し、機器の取扱の指導を十分行うこと。

１５．保　証

機器の欠陥に起因する故障、事故等に関しては引渡しの翌日から起算して１年間の保証の責に任じ、無償で遅滞なく現地での修理又は復旧をしなければならないものとする。

１６．保守点検

常時通信に支障のないように性能を維持し、良好な通信を保持させる為、引渡しの日から１年間までの期間中は、無償で保守点検・パラメーターの変更を（発注者と協議した月）行うものとする。

１７．特記事項

当システムの制御局利用料（月額）については、本契約には含めないものとする。

１８．その他

（１） 既に導入済みのMCA無線機（２２６台）に、今回増局のMCA無線機番号及びグループを書き込み、配置場所に備え付けの無線局番号一覧表を最新のものに差し替えると。一覧表には更新の年月を記載すること。

（２）パラメーターの仕様変更が生じた場合は、現地で書き込みを行い、速やかに対応できること。

（３）複信通話が可能な設定をすること。

（４）本庁に設置してある制御装置PCに、今回増局するMCA無線機の名称を追加（プログラム変更）すること。

１９．仕様書の疑義

（１）本仕様書に記載されていない事について疑義を生じた場合は質疑を行い、回答をもって発注仕様とする。

（２）入札後に本仕様書に記載した内容について疑義が生じた場合、「甲」「乙」協議の上決定するので受注者による仕様の変更は認めない。

（３）仕様書に示されない事項であってこれが当然と認められる事項については、乙の責任において実施すること。

問い合わせ先　安城市市民生活部危機管理課　河合
電　話　０５６６－７１－２２２０（直通）
ＦＡＸ　０５６６－７６－１１１２